

## セカンドオピニオン指針

セカンドオピニオンの前提は、患者様の権利（自己決定と選択自由の権利）の尊重にあり、当院では「患者様の権利と責務」に基づいて、以下の通りセカンドオピニオン指針を定めます。

### 1. 当院にセカンドオピニオンを希望される場合

他の医療機関で診療を受けている患者さまが、当院の医師のセカンドオピニオンを希望される場合

- (1) 担当医の紹介状、検査結果、レントゲン写真、病理診断結果等、診断に必要な資料を持参していただきます。
- (2) 完全予約制とさせていただきます。
- (3) 患者さまご本人が受診することが、原則となります。
- (4) セカンドオピニオンの結果は、患者さまご本人に説明するとともに、紹介状の返書として、担当医にお知らせします。

### 2. 他の医療機関にセカンドオピニオンを希望される場合

- (1) 受診する医療機関名（できれば医師名）を特定して、紹介状を作成します。
- (2) 検査結果、レントゲン写真、病理組織材料など、診察に必要な資料を提供します。
- (3) 個人情報保護を考慮し、紹介状と資料は、患者さまご本人にお渡しします。
- (4) 紹介先が示したセカンドオピニオンは、当院からの紹介状への返書として受け取り、以降の当院での治療方針や検査の選択については、患者さまご本人の意思を尊重し行います。